

平成15年9月3日

財団法人財務会計基準機構
企業会計基準委員会
委員長 斎藤 静樹 殿

社団法人 不動産協会
企業財務・会計委員会
委員長 清水 俊二

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対する意見

標記について、下記意見を取りまとめましたので、今後の審議に当りましては十分ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 税務上の取扱いについて

減損損失は「減損の存在が相当程度確実である」と見込まれる場合に限り、計上されることから、税務上も損金計上できるとされたい。

固定資産の減損処理が企業財務や設備投資等の企業活動に与える影響が決して小さくないことを考慮し、税務上の取扱いについて、導入前に十分な検討がなされた上で確定されるよう、貴委員会としても、関係当局に働きかけていただきたい。

2. 土地再評価に関する法律との調整について

再評価を行なった土地について、減損処理を行なった場合、それ以降土地再評価に関する法律第10条による価格下落の場合の差額の注記を不要とする等の調整措置を講じられたい。(草案第53項、第61項関係)

以上